

(別表1)

事業継続力強化支援計画

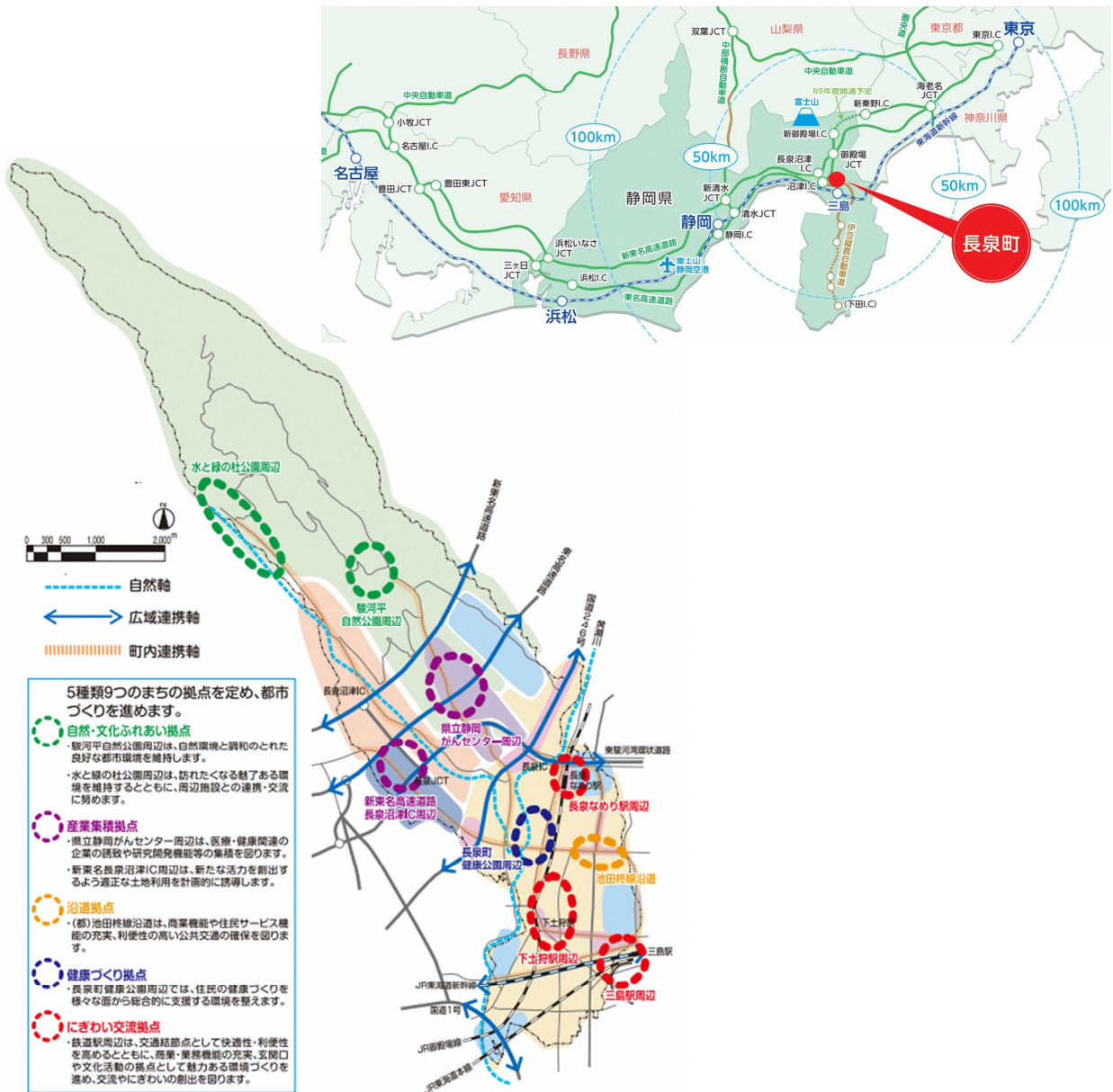
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 立地

長泉町は、静岡県東部、伊豆半島の付け根に位置し、総面積 26.63 ㎢で東西約 3.5km、南北 12 km、東経 138 度 54 分、北緯 35 度 08 分で北部から南部に向かって傾斜しており、人口約 4.3 万人のコンパクトな町である。世帯数は 16,512 世帯で人口及び世帯数は増加傾向である。

静岡市から約 50 km、首都東京からは約 100 km の位置にあり、JR 東海道新幹線三島駅や東名高速道路沼津インターチェンジ・新東名高速道路長泉沼津インターチェンジに近接し、東駿河湾環状道路、国道 246 号などの広域交通網に恵まれ、多くの人・モノを呼び込む重要な基盤となっている。



(2) 地域の災害リスク

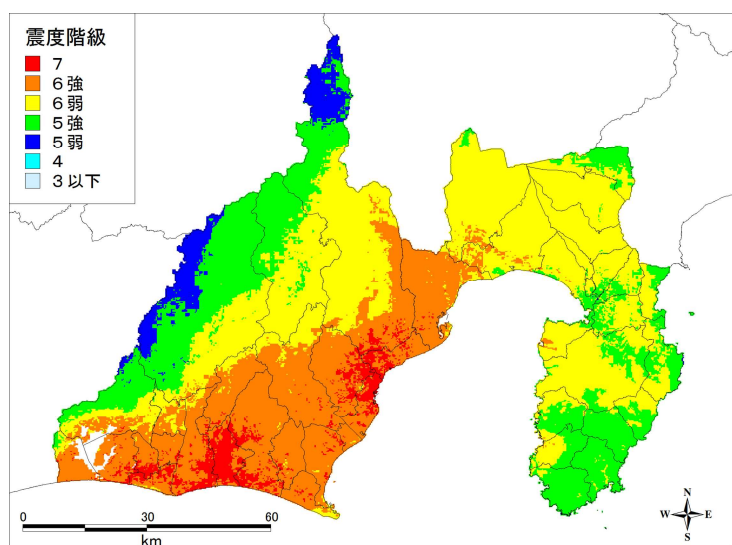
本会管轄地域は北西部に愛鷹山と山麓緩斜面があり、桃沢川・梅の木沢川の侵食谷が急な谷壁斜面をもつ谷底低地を形成しており、黄瀬川扇状地とそれを侵食してできた低地、三島溶岩流の台地が南東部をしめ、黄瀬川の曲流に伴う段丘地形もみられる。本町のほぼ中央を流れる黄瀬川は、町内で愛鷹山より源を発する桃沢川と合流して狩野川に合流している。そのため、地震や台風等による水害や土砂災害等の被害が発生することが予想されている。当地域における想定される災害リスク等については以下のとおりとなる。

①地震

本町に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。

一方、相模トラフ・相模湾側では大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震の発生が想定されている。また、発生する頻度は極めて小さいものの、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生が想定される。

静岡県では、平成25年6月に公表した「静岡県第4次被害想定」があり、これまで静岡県が地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波を「レベル1の地震・津波」と位置付け、さらに東日本大震災から得られた教訓として、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を「レベル2の地震・津波」とし、二つのレベルの地震・津波を想定の対象とすることとしている。レベル1の被害想定では、最大で「地震動による建物全壊数」が約17万1千棟、「建物倒壊による死者数」が約5千5百人、レベル2の被害想定では、最大で「地震動による建物全壊数」が約19万1千棟、「建物倒壊による死者数」が約7千8百人と想定されており、当町においてもこれまでにない被害を受けることが見込まれる。日頃から災害に関するリスク対応が求められるものとなっている。



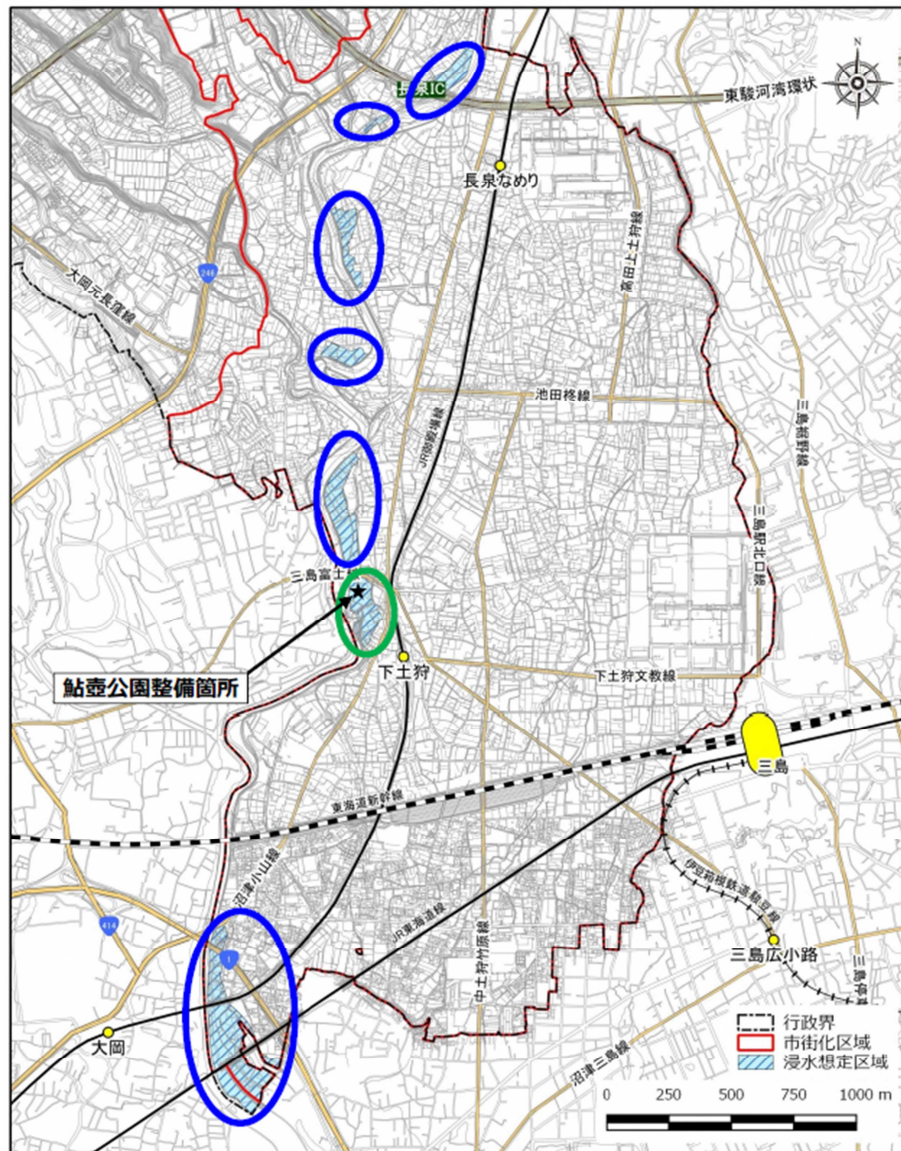
震度分布図（レベル1）
（東海・東南海・南海地震）

参照：静岡県第4次地震被害想定
（第一次報告）概要

②風水害

本町内の主要河川は国、県が管理する黄瀬川、県が管理する大場川、桃沢川、梅の木沢川及び谷津川の5河川であり、護岸整備を計画的に進めているが、水害はこの5河川以外の本町が管理する普通河川で局地的に発生する傾向にある。しかし、災害はあくまで予期できない事態により発生するものであって、大河川においても災害発生の要素をもっており、都市化の進展に伴い、新しい災害の発生が予想される。季節的には6、7月の梅雨期に前線活動が活発になり、大雨に見舞われることがあり、8月から10月にかけては台風の接近又は上陸に伴い暴風雨、豪雨による災害が予想され、50年確率の降雨（流域全体に285mmの降雨）時には50cm～1m程度の浸水想定だが、鮎壺公園周辺においては最大1～2mの浸水が見込まれている。

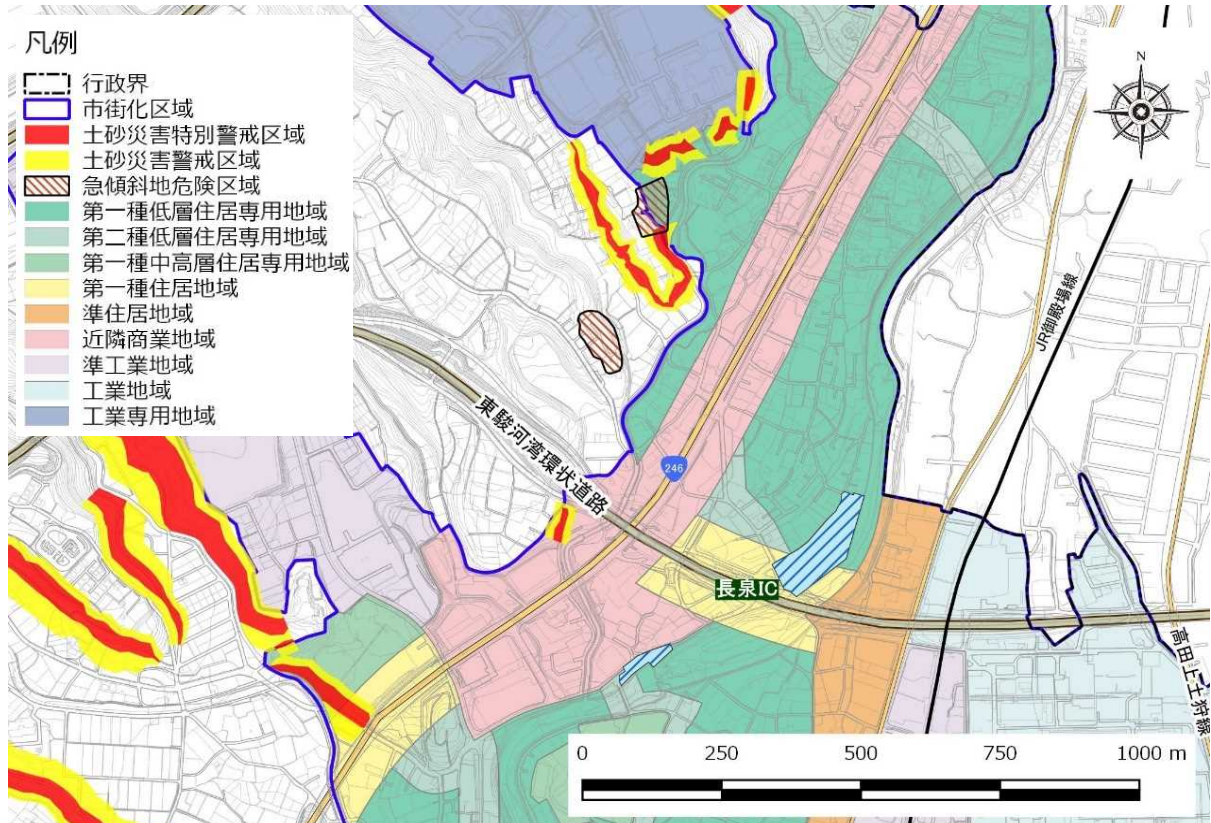
【浸水想定区域】



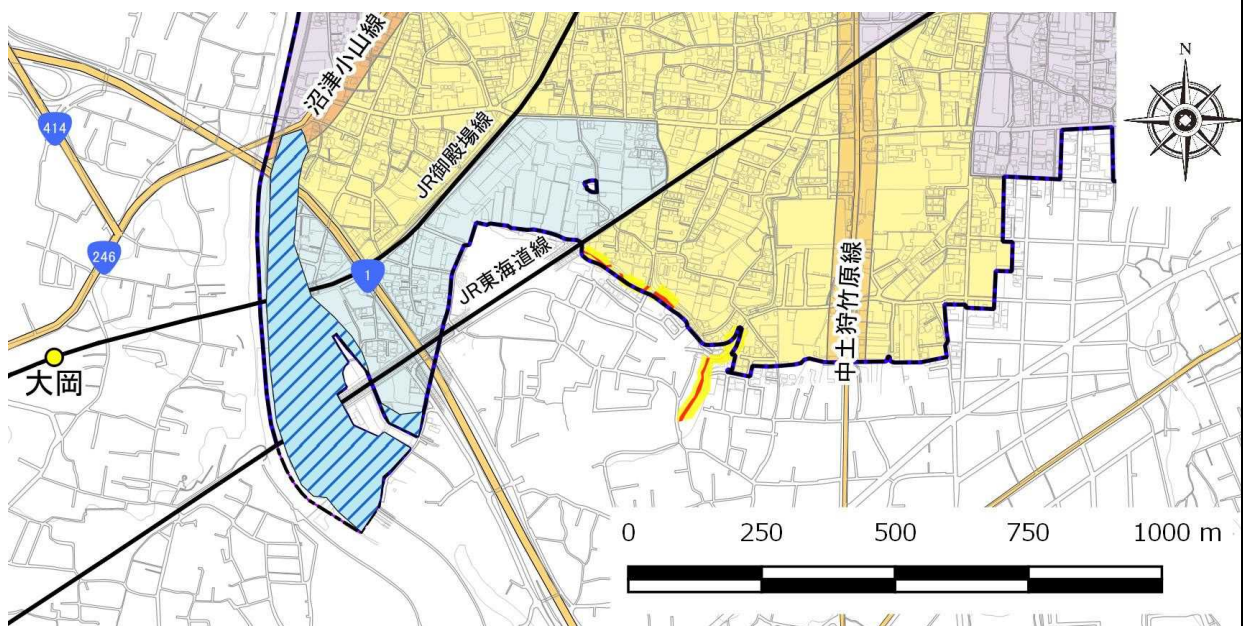
出展：長泉町立地適正化計画

③土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）

本町の北部を中心に急傾斜地崩壊危険箇所が34箇所、急傾斜地崩壊危険区域が3箇所指定されており、降雨時、地震時にはこれらの地域に被害が発生し、生命が脅かされる恐れがある。



出展：長泉町立地適正化計画



出展：長泉町立地適正化計画

④その他の災害

・火山噴火

本町では富士山噴火時に被災が想定される。富士山周辺では、2000（平成12）年10月から2001（平成13）年5月にかけて低周波地震が多発した。「火山活動」とそれに伴う現象については、山頂からの噴火や山腹からの噴火があり、噴火の形態としては、溶岩の流出や火山灰の噴出、水蒸気爆発、火砕流、泥流などがあって、それに伴う災害の形態も多岐にわたる。

・感染症

2020年に突然パンデミックを引き起こした新型コロナウイルスやインフルエンザ感染症等の拡大によって事業活動や社会経済活動の停止、経営破綻やサプライチェーンの崩壊等を招く可能性があり、地理的条件等に影響されない一つの災害リスクとして認識しておく必要がある。

(3) 商工業者の状況

本町における商工業者数は1,346件となっており、内小規模事業者数は1,175件となっている。業種別事業者数はサービス業32%が多く、続いて、小売業18%、建設業18%、製造業14%となっている。人口増加に伴い、交通便利性によるアクセス好環境といった恵まれた立地の中、小規模事業者数は微増している。

恵まれた交通環境を背景に各種企業の立地が相次ぎ、現在では、がん治療の最先端技術を誇る県立がんセンターを中核とした先端健康産業の集積を目指す「ファルマバレープロジェクト」と連携した、医薬・健康関連企業の誘致や、地域活性化につながる小売店の誘致を進めている。

豊かな水資源などを背景に、3つの工業団地42社（長泉工業団地15社、富士長泉工業団地13社、長泉一色工業団地14社）をはじめ、国内外の優良企業が多数立地していることもあり、製造品出荷額については、県内においても高い水準である。

<商工業者の推移>

区 分	H24 年度	H29 年度	R4 年度
建 設 業	228	256	237
製 造 業	260	274	195
卸 売 業	22	20	12
小 売 業	297	330	249
飲 食 ・ 宿 泊 業	68	102	69
サ ー ビ ス 業	183	246	432
そ の 他	46	52	152
商工業者数（合計）	1,104	1,280	1,346
うち小規模事業者数	951	1,068	1,175

（商工会運営資料より）

(4) これまでの取組

1) 長泉町の取組

① 地域防災計画の策定

災害対策基本法第42条に基づき、長泉町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するため、長泉町の地域にかかる防災対策の大綱を定めている。平常時における災害の予防対策、災害発生時の応急対策、災害発生後の復旧・復興などに関することについて、役場、防災関係機関、町民・事業所のそれぞれが果たすべき役割、責務を定めている。

② 防災訓練の実施

総合的、かつ計画的な防災体制の整備が求められていることから、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体および要配慮者を含めた住民等の協力を得て、定期的に総合防災訓練を実施している。例年、12月第1日曜日に県下一斉の地域防災の日訓練に町自主防災会連合会主催により、各地区の学校グラウンドをメイン会場に設定して地域防災訓練を実施している。

③ 防災を考えるワークショップ

災害が多いこの時代に、ながいずみ観光交流協会が主催となり夏休みを使って防災を考えるワークショップを開催し、富士山が噴火した際に実際に長泉町で起きうること、噴火の恩恵と危険、どんな備えが必要であるかを知り、日々の防災に役立たせている。

④ 防災知識の普及計画

様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する町民の理解向上に努めている。

2) 当会の取り組み

① B C Pに関する国や県の施策の周知

国や県のB C Pや事業継続力強化計画に関する施策について、本会が毎月の定期発送に広報を入れることによる周知や職員の巡回・窓口指導により管轄地域の事業者向けに周知を行っている。

② 外部研修会への参加

B C Pに対する知識や支援能力の向上など、本会職員の資質向上を図るため、静岡県商工会連合会主催の研修会や、静岡県B C P研究会などの外部の関係団体が主催する研修会に対する積極的な参加をしている。

③ 社会福祉法人長泉町社会福祉協議会との協定

社会福祉法人長泉町社会福祉協議会と長泉町商工会との間で、自然災害発生時において社会福祉法人長泉町社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターを通じて行われるボランティア活動に対し、長泉町商工会が資機材の提供、駐車場等の確保、人的・物的支援の提供などの支援を行う協定を令和5年度に締結した。

II 課題

想定される災害や感染症に対して、町内事業所の備えや災害等発生時の迅速な復旧と事業継続に向けて、長泉町・長泉町商工会が連携して取り組んでいくための課題としては以下の通りである。

①事業者に対する支援体制の不足

事業継続力強化支援を実施していく上で、職員のBCPに対する知識・ノウハウ・ツールが不足しているため、職員の資質向上が課題である。経験豊富な損害保険会社等と連携し、情報発信をしていき、事業者がどの程度BCPの策定がなされているかの把握と作成を促す情報発信が必要である。

②災害発生時の連携体制の未構築

地震や台風等の緊急時にどのような対応をするか長泉町と長泉町商工会の間で連携体制が未構築である。具体的な連絡体制・情報共有などの手段や方法を早急に構築することが求められる。

③商工会自体の災害発生時の体制の未確立

災害発生時の役職員の連絡体制の確立を行う必要がある。特に、職員については町外在住の職員も多いため、全職員が出勤できない恐れもあり、広域連携も含め確立を急ぐ必要がある。災害発生時には適切な行動をとり災害リスクから身を守るため迅速な行動が求められるが、避難経路や避難場所等、緊急対応を予め確認する必要がある。

III 目標

想定される大規模災害や感染症に対して、発災後に地域の小規模事業者が迅速に復旧し、かつ継続的に事業活動に取り組むことができるよう、長泉町と長泉町商工会が連携し、次に掲げる目標を達成するための取組を行う。

①事業者に対する支援体制の強化

管内小規模事業者に対し、災害に対する事前対策の必要性を周知し、巡回時の説明や専門家や連携損害保険会社による講習会、個別相談会等の開催により、事業者のBCP策定支援、事業継続力強化計画策定支援体制を強化する。

②災害発生時の連携体制の構築

災害の発生時における連絡を円滑に行うため、長泉町と長泉町商工会との間で被害状況の把握方法や報告ルートを定め、併せて防災用品の備蓄や、避難経路、避難場所等の災害に対する防災・減災の対策を整備する。

③商工会自体の災害発生時の体制の確立

災害発災後、小規模事業者に対して速やかな復興支援が行えるよう本会内における体制を整えることで、小規模事業者に対して速やかな復興支援が行えるよう平時から備えておく。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年7月1日～令和11年6月30日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・長泉町と長泉町商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

当会は長泉町と連携し、災害や感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続の支援を実施する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・長泉町商工会においては巡回経営指導時に長泉町防災地図（ハザードマップ）や、総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・あわせて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国や県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPの事例紹介やメリットなどの説明を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、簡易的なBCPの作成方法から詳細なBCP、事業継続力強化計画など小規模事業者に対する普及啓発セミナー、個別相談会などを開催する。
- ・感染症の感染拡大に伴う事業への様々な影響について、公表されている事例等を交えて事業者への周知を行い、自然災害と同様にサプライチェーンの構築、ITやテレワーク環境を整備するための情報など事前対策の必要性についての説明を行う。
- ・本会職員が小規模事業者に対する十分な説明が行えるよう関係機関が開催する研修会等への積極的な参加を促し、資質向上を図る。

2) 災害発生時の連絡体制・被害情報の報告ルートの決定

災害発生時における長泉町と長泉町商工会との専用の電話番号・電話が不通の際のメール・SNS等による連絡体制を作成し、その連絡方法により被害状況を報告する。また、発災時における連絡を行うための被害情報の報告ルートの構築や、その見直しについて定期的な協議を行う。

3) 関係団体等との連携

災害やBCPに対し適切な情報やノウハウを持つ専門家である各保険会社と連携し、事業者の支援にあたる。また本支援計画の状況確認のため、連携保険会社（あいおいニッセイ同和損保株）、地区内金融機関、長泉町と情報交換を行う。

4) 商工会自身の事業継続計画の作成

長泉町商工会BCP（事業継続計画）マニュアルを令和6年度中に策定し、緊急時の連絡方法や防災用備品の備蓄等について事前に組織的な対応方法の体制構築を行う。策定後においては、訓練時・災害時に適宜見直しを行い、行政、連携保険会社等との組織体制を見直し改良していく。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、一人一人の命を守る自助及び人命救助が第一優先であるため、以下の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と密に連絡を取り、情報共有・連携を図る。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災から1時間以内に職員の安否確認を行う。(LINE等を利用した安否確認・業務従事の可否、現在の状況の把握) 長泉町と長泉町商工会で情報を共有する。
- ・ 感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。

② 応急対策の方針決定

- ・ 安否確認や被害状況等の把握・共有した時点において、その被害規模に応じて、長泉町と長泉町商工会との間で実施する応急対策の方針を決める。方針決定は両者で協議し、想定する応急対応策内容は、おおむね下記の表の判断基準とする。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、被災後1日以内に情報共有する。

被害規模の目安と想定する応急対策の内容 (判断基準)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 (2) 被害調査・経営課題の把握業務 (3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 (2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない 特に行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない 特に行わない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、長泉町と長泉町商工会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

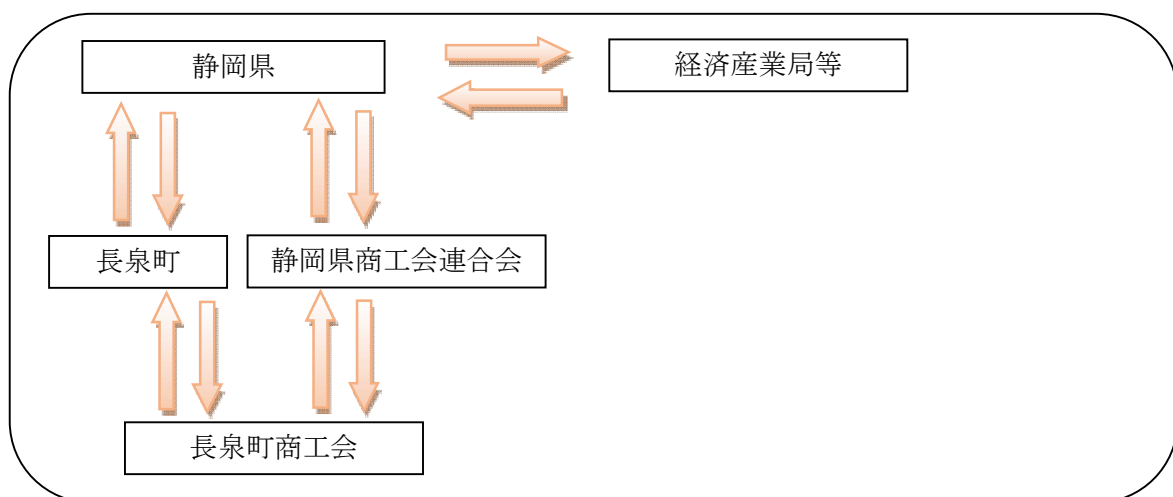
③感染症への対策

新型コロナウイルス等の感染症の流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合には、長泉町における感染対策本部設置に基づいて本会による感染症対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて指示命令系統・連絡体制を決める。
- ・長泉町と長泉町商工会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・長泉町と長泉町商工会が共有した情報を、県の指定する方法にて長泉町または長泉町商工会より県へ速やかに報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と町が共有した情報を県の指定する方法にて長泉町または長泉町商工会より県へ報告する。

被災状況の報告体制



被害状況報告の内容

項目内容	項目内容
企業名・事業所名	事業所名被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の状況（全壊、半壊） ・浸水の状況（床上、床下） ・機械設備の状況 ・製品等の状況
被害額（千円）	建物、機械設備、製品その他

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について長泉町と相談する。
（長泉町商工会は国の依頼を受けた場合は、災害支援関連の特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応援時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、巡回訪問の他、ホームページやSNS、説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・事業継続の意思や経営課題（資金繰り・保険請求手続き等）の調査、支援を行うとともに長泉町との情報共有を図る。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国や県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、災害小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。
- ・国や静岡県、町が提供する復興施策について、管轄地区の事業者に対し積極的な周知を行う。また、静岡県や静岡県商工会連合会等で開催する販路回復・拡大施策がある場合も同様、情報の提供を行い小規模事業者の支援を実施する。

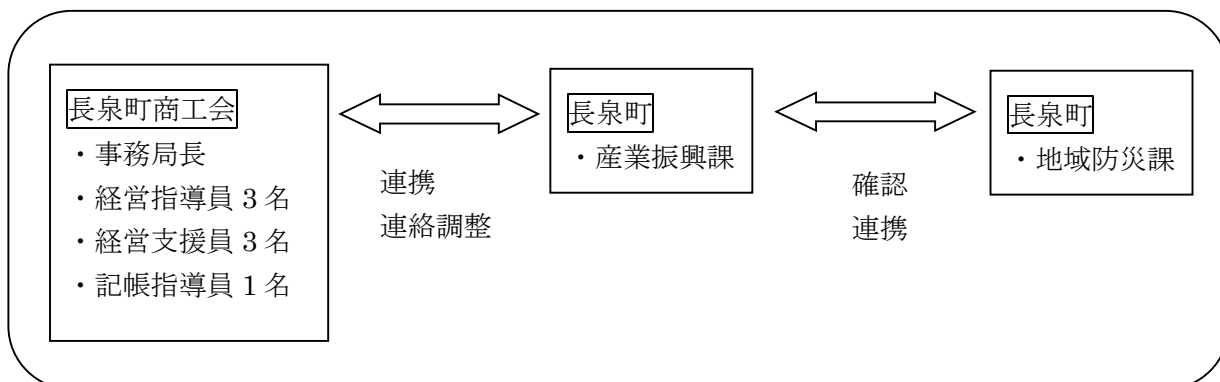
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年4月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- 氏名 芹澤潤
- 連絡先 長泉町商工会 TEL：055-986-0685

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・ 本計画の具体的な取組の企画及び実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し及びフォローアップ（年1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

長泉町商工会

〒411-0943 静岡県駿東郡長泉町下土狩 973-38

TEL：055-986-0685 FAX：055-986-3092 MAIL：sci@nagaizumi-sci.org

②関係市町村

長泉町役場 産業振興課

〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828

TEL：055-989-5516 FAX：055-989-5564 MAIL：sangyo@town.nagaizumi.lg.jp

長泉町役場 地域防災課

〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828

TEL：055-989-5505 FAX：055-989-5656 MAIL：bousai@town.nagaizumi.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ 広報費	100	100	100	100	100
・ 講習会等 開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
商工会一般会計、補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 静岡支店 沼津第一支社 支社長 林 隆介 〒410-0057 静岡県沼津市高沢町6-5 TEL : 050-3460-3977
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者に対するBCPの策定支援
連携して事業を実施する者の役割
①会員事業者の事業者所在地のハザード情報の提供、パンフレット等の広報物提供、保険の見直し相談等 ②BCP策定ツールの提供、指導および助言により、小規模事業者に対する情報提供を行うことで事業者の意識改革を図るとともに、BCPの策定を促し、個別指導を行い、有事の際の早期復興を可能とする。
連携体制図等